

郡上市育英奨学資金貸付制度の一時金貸付申請で必要となる提出書類は下記の通りです。提出書類が全て揃い次第、「受付→貸付審査→貸付決定→貸付(本人口座へ振込)」となります。

## 提出書類一覧

### ① 選奨生奨学資金貸付申請書（一時金用）

- ・連帯保証人は独立の生計を営む成年者とし、申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人としてください。

### ② 選奨生推薦書

- ・在学中の高等学校等へ発行を申請してください。（有料の場合あり）

### ③ 所得を確認できる書類（同一生計で収入のある者、全員分）

- ・給与所得のみの方は源泉徴収票の写し、確定申告をされている方は確定申告書の写しを提出してください。
- ・源泉徴収票発行前、確定申告前においては令和4年分の確定申告書の写しを提出してください。その場合、貸付決定審査に必要な事項として、令和5年分の所得状況をお聞きします。

### ④ 合格通知書の写し

ご不明な点があれば、下記までお気軽にお問合せください。

申請受付期限  
令和6年3月29日（金）

〒501-4222

郡上市八幡町島谷207-1 郡上市総合文化センター1階  
郡上市教育委員会 教育総務課 奨学金担当

TEL：0575-67-1123（代）